

セーフティネット保証5号（1年間以上事業を行っている場合） 認定の要件と必要書類等について

■ 5号認定の対象者及び要件（次の要件のいずれも同時に満たす事業者）

1. 法人の場合は本店登記地、個人事業主の場合は主たる事業所が大牟田市内にあること。
2. 指定業種であること。（中小企業庁ホームページにてご確認ください。）
3. 最近3か月の売上高が、前年同月3か月の売上高よりも**5%以上減少**していること。

■ 業種

指 定 業種名	細分類 番 号	事業内容
------------	------------	------

■ 5号認定申請に必要な提出書類

☐	認定申請書【様式第5（イ）－①又は②のいずれか】※減少率は小数点以下第2位切捨て
☐	売上高内訳書【様式第5（イ）の添付資料】
☐	営む事業が属する業種毎の最近1年間の売上高が確認できる資料 ※確定申告、法人事業概況説明書における月別売上高等
☐	最近3か月の売上高等減少の根拠資料 ※社名入り会計システムによる帳票、または売上高積算の詳細がわかる売上台帳等（社判・署名のあるもの） （例）12月申請の場合 ➡ 9月、10月、11月
☐	前年同月の売上高等が確認できる資料 ※確定申告、法人事業概況説明書における月別売上高等。社名入り会計システムによる帳票、または売上高積算の詳細がわかる売上台帳等（社判・署名のあるもの） ※複数の業種を営む場合は、企業全体の売上高、指定業種の売上高が確認できる資料
☐	【個人事業主】確定申告書類の写し 【法人】履歴事項証明書の写し
☐	事業所在地が確認できる資料（許認可証の写し等） ※個人事業主は確定申告書類、法人は履歴事項証明書において確認できる場合を除く
☐	委任状（金融機関が代理申請する場合）

■ 申請窓口

セーフティネット保証相談窓口（大牟田市役所3階 産業振興課）

■ 様式

認定申請書、売上高内訳書の様式は、市公式ホームページからダウンロードできます。

大牟田市ホームページ ⇒ 産業・経済 ⇒ 企業・団体支援 ⇒

融資制度全般のお知らせ ⇒ セーフティネット保証5号について

【問合せ先】大牟田市産業経済部産業振興課 セーフティネット保証相談窓口

〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地 TEL:0944-41-2724 FAX:0944-41-2751